

# 古物営業に関する重要なお知らせ

## 1 法改正

令和2年4月1日付で古物営業法が全面改正され、各種手続き等が変更されています。

## 2 注意点

法改正後も引き続き古物営業を営む古物商・古物市場主の方は、令和2年3月31日までに「**主たる営業所等の届出**」をしていなければ、**許可が失効**しています。

## 3 手続き等

- **今後も営業を続ける場合は、新たに許可を取り直す必要があります。**
- **不明な点は下記連絡先にお問い合わせください。**



- 許可を受けず営業を継続した場合、無許可営業の罪(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)に問われることがあります。
- 速やかに、許可を取り直せば、無許可営業の罪に問われることはありません。

改正の詳細については、島根県警察ホームページ「<https://www.pref.shimane.lg.jp/police/>」の「申請・手続」コーナーをご覧ください。

お問合せ先

島根県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 営業保安係(0852-26-0110)内線3032  
又は 最寄りの警察署 生活安全課(生活安全係)